

研究成果報告書

(国立情報学研究所の民間助成研究成果概要データベース・登録原稿)

研究テーマ (和文) AB		廃棄物最終処分場の再生事業とその法的課題			
研究テーマ (欧文) AZ		The Restoration Projects of Final Landfill Site and Legal Problem			
研究氏 代 表 名 者	カナ CC	姓)ナカイ	名)カツミ	研究期間 B	2011 ~ 2013 年
	漢字 CB	中井	勝己	報告年度 YR	2013 年
	ローマ字 CZ	Nakai	Katsumi	研究機関名	国立大学法人 福島大学
研究代表者 CD 所属機関・職名		国立大学法人 福島大学行政政策学類 教授			
<p>概要 EA (600字~800字程度にまとめてください。)</p> <p>本研究は、過去に埋め立てられた廃棄物を掘り起し選別(一部は再資源化)し、減容化・減量化し、埋め戻すという廃棄物最終処分場の再生事業について、その法的課題を明らかにするものである。環境省の「廃棄物処理計画」で認められている再生事業は、一般廃棄物に限定されており、産業廃棄物最終処分場は含まれていない。</p> <p>そこで、本研究でのフィールド調査は、環境省の補助金事業が認められた滋賀県高島市、高知県美馬市、鹿児島県指宿市の再生事業について担当者からの聞き取り調査と再生事業現場を視察した。聞き取り調査から明らかになったことは、いずれも再生事業に至る経緯は固有の事情があり、1998年の国の基準に照らすと「構造上不適切な」施設にあたるため、既存施設を掘り起し、今日の基準に適合した最終処分場に再生するというものであった。</p> <p>再生事業の法的課題については、環境省で公認されたものではあるが、廃棄物処理法上は「例外」扱いで、当面、廃棄物処理法に盛り込まれる見通しはなさそうである。ただ、1998年当時、全国の一般廃棄物最終処分場1901施設のうち538施設(約3割)が「構造上不適切な」ものという実態を鑑みると、「例外」扱いで対応したままでよいのか疑問に感じるところである。</p> <p>本研究で明らかになったことは、廃棄物最終処分場の再生事業は、環境省で公認された事業であるが「例外」的に取り扱われており、再生事業の実施の有無も当該市町村に委ねられていることである。</p>					
キーワード FA	廃棄物最終処分場	再生事業	一般廃棄物	環境保全対策	

(以下は記入しないでください。)

助成財団コード TA					研究課題番号 AA								
研究機関番号 AC					シート番号								

発表文献（この研究を発表した雑誌・図書について記入してください。）									
雑誌	論文標題 ^{GB}								
	著者名 ^{GA}		雑誌名 ^{GC}						
	ページ ^{GF}	～	発行年 ^{GE}					巻号 ^{GD}	
雑誌	論文標題 ^{GB}								
	著者名 ^{GA}		雑誌名 ^{GC}						
	ページ ^{GF}	～	発行年 ^{GE}					巻号 ^{GD}	
雑誌	論文標題 ^{GB}								
	著者名 ^{GA}		雑誌名 ^{GC}						
	ページ ^{GF}	～	発行年 ^{GE}					巻号 ^{GD}	
図書	著者名 ^{HA}								
	書名 ^{HC}								
	出版者 ^{HB}		発行年 ^{HD}					総ページ ^{HE}	
図書	著者名 ^{HA}								
	書名 ^{HC}								
	出版者 ^{HB}		発行年 ^{HD}					総ページ ^{HE}	

欧文概要 ^{EZ}

This Research is the Restoration of Final Landfill that dig up and select and return wastes. And this Research is Legal Problem about the Restoration of Final Landfill. This Fields Research is Takashima City(Shiga Pre.), Mima City(Tokushima Pre.) and Ibusuki City(Kagoshima Pre.) that get the subsidized Projects of the Ministry of Environment. These City's Final Landfill have been unfit to Environmental quality standard. They will be fit to Environmental quality standard. Legally the Restoration of Final Landfill is exception of waste disposal law. The Ministry of Environment will not amend it for the time being. I doubt whether the Restoration of Final Landfill is exception of waste disposal law. Because Unfitness Final Landfill is 30-percent of Final Landfill in Japan.